

十日町・津南地域における 『除雪業務』に関する アンケート集計結果

令和元年10月2日

令和元年度 道路除雪業務関係者連絡会議 配布資料



厚生労働省 新潟労働局

十日町労働基準監督署 集計・作成

十日町・津南地域における『除雪業務』に関するアンケート集計結果

新潟労働局十日町労働基準監督署にて、令和元年6月に、署管内の道路除雪を行う事業場に対して、『除雪業務』に関するアンケートを実施しました。アンケートは紙媒体で配付し、FAX回答を集計。

集計の結果、署管内における現状と除雪作業員の不足、長時間労働、除雪作業方法や除雪契約の問題などが確認されました。詳細は以下のとおりです。

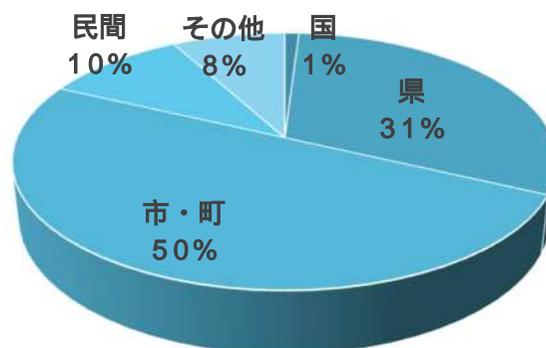
道路除雪を担当する地域について



<内訳>

旧十日町市地区 44% 津南町 6% 旧松代町 13%
旧中里村 9% 旧川西町 19% 旧松之山町 9%

除雪業務の発注機関先について



<内訳>

国 1% 県 31% 市・町 50%
民間 10% その他 8%

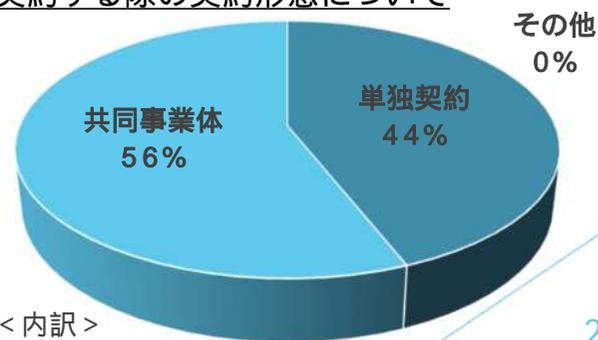
契約内容について



<内訳>

除雪のみの契約 100% 除雪・道路維持工事等の合併契約 0%
その他の契約内容 0%

契約する際の契約形態について



<内訳>

単独契約 44% 共同事業体 56%
その他 0%

除雪業務の状況・詳細について

平均の担当路線本数 19.9路線 (平均 県 2.5本 市・町 15.5本 その他 1.3本)
 平均の道路延長計 19.92キロ (平均 県 11.95キロ 市・町 7.27キロ その他 0.52キロ)
 事業場の平均規模数 25名 (内 除雪に携わる従業員率 平均 80%)
 冬期のみ雇用する従業員 平均 4人 (その内 オペ 3人)
 除雪に携わる労働者の年齢構成 (平均の割合)

<オペレーター (割合)> <その他作業員 (割合)>

| | | |
|--------|------------|--------------|
| 20・30代 | <u>27%</u> | 16.6% |
| 40代 | <u>20%</u> | <u>16.6%</u> |
| 50代 | <u>27%</u> | <u>16.6%</u> |
| 60代以上 | <u>26%</u> | <u>50%</u> |

1回の除雪時間 (担当する路線全延長) の平均について 約 5時間
 必要人数 平均 16人
 (オペ 8人 同乗補助 7人 その他 (パトロールや誘導員、管理者等) 1人)

作業前の雪道巡回の実施

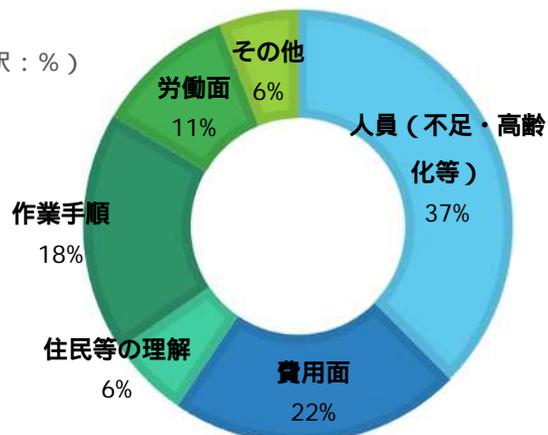
平均巡回員数 3人 (専任 1人 オペ等兼任 2人)
 平均巡回時間 1時間 / 請負った範囲を1回あたり
 平均巡回場所 5箇所 / 上記範囲の1回の確認する箇所の数



除雪業務 (運搬・排雪作業等) の問題点

問題がある 37.5% 問題ない 62.5%

問題分類 (内訳: %)



■ 人員 (不足・高齢化等) ■ 費用面 ■ 住民等の理解 ■ 作業手順 ■ 労働面 ■ その他

<具体的な内容 (順不同)>

- ・ 除雪業務従事者の高齢化と若者不足。人員確保の困難。求人募集に応募がないこと。
- ・ 冬期は除雪以外仕事がないこと。自宅待機となる場合があること。
- ・ 発注機関である県・市、町の少雪時の補償が不十分であること。補償制度として機能していない。
- ・ 費用対効果を優先させなければならず、対応が遅れる路線がある。
- ・ 沿線住民が協力が得られないこともある。
- ・ 歩道に関する除雪出動基準の要改善 (例: 10cm)。
- ・ 大雪時、特定の作業員 (重機オペ、ダンプ運転手など) へ業務が集中すること。
- ・ 除雪関連機械の劣化や損傷への対応経費がかかること
- ・ 作業時間帯が深夜から明方に集中すること。

除雪業務に関する労働時間について

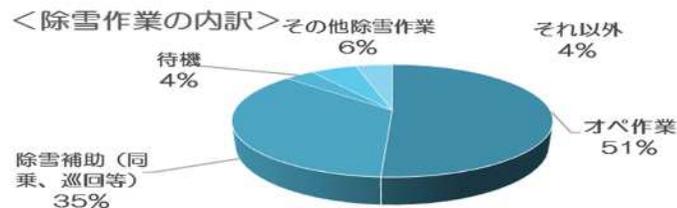
今シーズン（平成30月11月～翌年3月）の残業実績について

- ・最も長かった従業員の残業のみの労働時間数（1カ月）
平均 66時間35分/月（最大 199時間/月）



- ・最も長かった従業員の労働時間の除雪業務の占める割合について（平均：％）

除雪作業の割合 平均 81.9％
（割合：最小10％～最大100％）



- ・上記の期間内の会社内（全従業員）の平均した残業のみの労働時間数（月）
平均 25時間34分/月

過去3年程度（今シーズン除く）のなか除雪業務で月80時間超の残業の有・無
有 40.6％ 無 59.4％

「有」の場合
そのシーズンで月80時間を超える従業員数 平均 4人
そのシーズンで最も繁忙だった労働者の月最大の残業時間数（平均） 102時間13分/月
（最大180時間/月）



少雪時の除雪作業に対する賃金補償について

100％補償 78％ 61％～100％補償 12.5％ 60％補償 9.5％

除雪業務に係る再委託先の確保について

常時確保している 28％ 必要に応じて依頼 21％ なし 50％

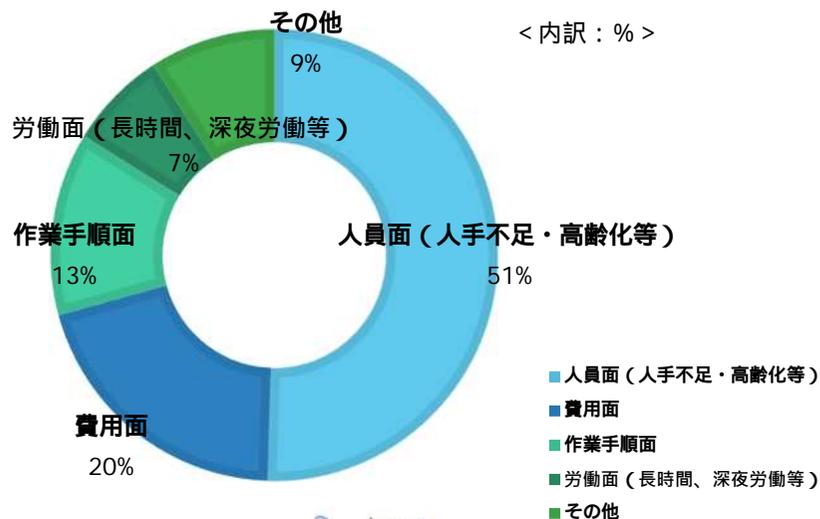


除雪業務に係る長時間労働の是正対策について

<具体例>

- ・日中除雪作業なしの時は、休むよう指導すること
- ・人員増員の取組、求人募集の継続。ハローワークとの連携による人材確保。
- ・他の企業との協力により、共同で除雪作業を行うこと。
- ・除雪作業なしの場合の休業(班単位や会社単位等)の検討
- ・振替休日、代替休日の活用、フレックスタイムを利用
- ・従業員の労働時間の平準化。2班編成で交代で除雪作業をすること。
- ・残業時間が月80時間を超えたら、産業医の診断を受けること
- ・対策を講じることがそもそも困難。
- ・雪庇処理等付帯作業は緊急時を除き土日は行わないよう指導
- ・除雪車1台につき3人体制で二勤一休。
- ・法の枠内で実施可能な働き方(就業規則)への変更
- ・気候、降雪状況によって出勤時間、回数が変わるため調整不能。
- ・雪の降らない日の年休取得促進。

長時間労働の是正対策の支障について

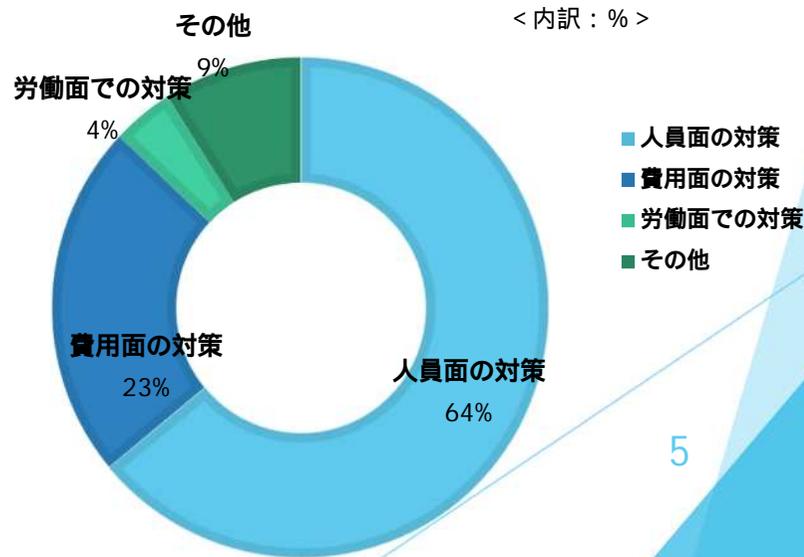


<具体例>

- ・ 人手不足（特に若手）
- ・ 冬期は除雪業務のみなので、人員確保（特に専門のオペレーター）が困難。
- ・ 必要作業の発生が降雪に影響するため連続化することや必要人数の予測が困難であること
- ・ 自然相手であるため、計画的時間調整が困難。
- ・ 少雪時も賃金保障の費用確保が困難であること
- ・ 発注者側の費用負担や補償対策も万全でないこと。
- ・ 除雪契約単価でまかなえないこと。
- ・ 作業員の高齢化。将来人手不足が懸念。後継者不足。



今後の除雪業務継続のために重要なこと（企業単位）



<具体例>

- ・ 人員の確保。特に若手やオペレーターの確保や育成。
- ・ 協力会社の確保すること。
- ・ 除雪機械用の維持や更新を行うこと。
- ・ 夏期業務で利潤確保し、冬期の除雪業務に備えるようにすること。
- ・ 発注者からの補償の拡充（豪雪時を基準とした額とする、補償額の設定改定、除雪従事者の労務設計単価改定等）
- ・ 除雪作業事務の簡素化（日報処理・写真管理・提出報告書類等）。
- ・ 除雪以外に冬期にできる仕事の確保し人員を確保すること。
- ・ 降雪の多少に関わらず、除雪体制を維持できる制度設計。
- ・ 除雪期間中の補償・前払制度や除雪機械の固定費の充実。

今後の除雪業務継続のために重要なこと（十日町・津南地区単位）

< 回答された内容をすべて記載 >

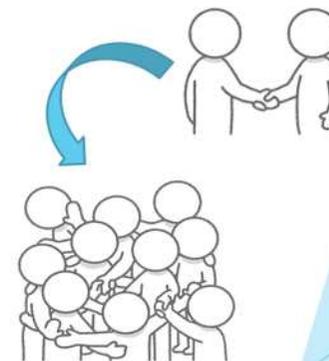
重複は削除

- ・ 除雪作業を行わない建設関係会社からの労働者の派遣体制を構築すること。
- ・ 法令（労働者派遣法等）にとらわれない労働提供できる仕組みの検討すること。
- ・ 長時間労働規制から除雪作業（道路）を除外すること。
- ・ 人員確保のための処遇改善（賃金、手当等の金銭面での優遇等）。
- ・ 発注者の協力による対策や対応（小雪時でも人員を減らさず現状維持できる補償制度の拡充等）。
- ・ 受託業者を地域全体で増やすこと。 ・ 「除雪」という仕事の大幅なイメージアップ。
- ・ 除雪業務の人材確保や現在の除雪体制を維持出来る対策の検討。
- ・ 地域における適切な除雪担当路線の分配をすること（会社ごとの能力に合う路線の分配を検討）
- ・ 除雪する路線自体の検討（人家のない路線は除雪しない、冬季閉鎖道路を増やす等）
- ・ 県及び各自治体が災害対応指示により、労働基準法第33条1項を運用すること（長時間労働による法令違反を防ぐ）
- ・ 除雪を行う路線沿線の地域住民の理解と協力を求めること。
- ・ 除雪作業体制が維持できる制度の構築（行政で人材バンクを作り農業従事者が冬期除雪できる人の仲介する等）
- ・ 建設事業者、労働者に対する社会的地位の向上に取り組むこと。
- ・ 長時間労働対策を行いながら、除雪業務を維持することは困難。根本的な蓋然が必要。
- ・ まずは市民生活の安心安全のためこれからもしっかりとやること



< アンケートまとめ：問題点 >

- 問題点 : 除雪関連作業員の高齢化・人員不足
（オペレーター、除雪関係作業の年齢構成は60代以上が最も多いこと）
（新規作業員が確保できない状況となっていること）
- 問題点 : 労働者が過重労働・長時間労働の懸念があること
（特に大雪時には特定の労働者への作業負荷が高くなることや連続作業となること）
- 問題点 : 除雪作業に関する労務管理の難しさと費用面での不十分さ
（長時間労働対策や除雪業務維持のための費用（人件費や補償）の不足）



この結果を踏まえ、まずは、十日町・津南地域における除雪業務の現状を把握し、各企業の問題とするのではなく、関係機関を含めて問題意識を共有すること。

今後、道路除雪を含めた除雪業務については、発注機関、実施業者、監督署等の地域全体・各関係機関が連携し、長いスパンで効果的な対策を検討・構築していく必要があること
（関係各所との定期的な情報共有・検討、労働時間法制度の把握、労基法33条の運用の検討）

その先に、当該業務の「災害ゼロ」・「長時間労働の是正」・「地域全体の改善」がある